

特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

雇用、働き方はどう変わるのか

布施恵輔

はじめに

編集部から求められているのは、TPPにかかわる雇用と働き方についての分析である。TPPの中には「労働」の章が第19章として設けられている。当然、その内容についても述べるが、労働者・労働組合の観点からみても、やはり協定全体が労働者の労働と暮らし全体に破壊的影響力を持っており、そうした点についても触れたい。

筆者は全労連の活動を通じ、交渉に日本政府が正式に参加する以前から、当該加盟国労組やNGOとの意見交換や行動の調整にかかわりを持ってきた。その中で、参加の機会を得た、2012年の米国・ダラスでの交渉会合期間中に行われたレセプションにおいて、ホスト役である米国のカーク通商代表（当時）がTPPについて「21世紀の貿易協定のゴールドスタンダードだ」と挨拶したことが強い印象として残っている。

それから4年あまり、協定調印後に設けられた市民団体共同の条文分析チームに参加してきた経験も踏まえて、雇用と働き方に関する分析に加えて、労働組合間の交流や交渉へのロビー活動などの経験を踏まえていくつか共通する課題についても言及することにしたい。

「合意」された協定文をめぐる

2015年10月にアトランタの会合において「大筋合意」したTPP。その後、11月の協定文公表（英語）、今年2月にニュージーランドでの12か国代表による署名となった。署名後は各国での批准手続きに移っている。日本政府は、英語原文で5000ページ以上の協定文を、1月7日時点でようやく「暫定仮訳」として公表した。しかしこれは本文と日本に関わる付属書、二国間交換文書のみであり、付属書全体は訳されていない。

そのためTPPの全体像を把握することには依然として困難がある。TPP協定は正文を英語、フランス語、スペイン語としている。交渉の過程ではほぼ英語で議論が進められており、英語で作成されたTPPだが、ペルーとチリの公用語であるスペイン語が入ったことはまだしも、カナダの英語と並ぶ公用語であるためフランス語が入った。しかし、経済規模で加盟12か国中第二位の日本語が正文となっていない。

日本語が正文でないことへの批判もうなずけるが、私はこの協定が今後のこの種の協定のスタンダードとしての性格を持っているために、国連公用語でも使用範囲の比較的に広い前述の三言語が採用されたと考えている。

前述したように、日本語訳が公開されていな

いため、T P Pの全体像をつかむことは難しい。2015年11月以降、市民団体の仲間によって英文テキスト原文を読み解き、日本や他国の市民にとっての危機を指摘する分析チームを立ち上げた。膨大な英文との格闘は非常に困難であり、協定文そのものに、直接的に「大企業のためのT P Pです」と書かれているわけではない。しかも、政府は2015年12月に「T P P対策」の補正予算を通し、「T P Pによる経済効果は13兆円」と魔法のような数字をうち出した。そうしたまやかしを打ち破っていくためにも、細かい文言の一つひとつを正確に分析し、行間からその意味を読み解いていくことが必要になる。

ちなみに4月に全労連を訪問したベトナム労働総連合の代表団からは、T P P協定のベトナム語への翻訳はすでに終了し、労働組合や企業など関係する機関に提供されていると聞いた。ベトナムは5月の国会議員選挙を経て新国会での批准審議が予定されているが、国民的な討議の基礎となる基本的情報すら隠している日本政府の姿勢は極めて問題であり、危険だと言わざるをえない。

T P P協定の特徴

協定内の労働の章について説明する前に、T P P協定の全体像について述べたい。

分析チームでの分析内容、特にこれまでの貿易協定やW T O協定などに関わってきた仲間の情報を総合しても、T P Pの協定文そのものの形式、内容に関してはこれまでの貿易協定などで使われてきた内容の焼き直しの部分が多い。米国の研究機関の分析でも協定本文は過去の米国が各国（二国間や複数の国との間の）との協定と類似点が多い。「投資」の章では82%までが米国—コロンビア自由貿易協定の同一の章と同

じであるという分析もある。これまで米国が追求してきた自由貿易協定拡大の延長線上にT P Pは存在し、そのためこれまでの形式が多くで踏襲されているのだ。

昨年10月の大筋合意の前の段階では、各国の相違点を埋めることが困難を極めていた分野が存在したが、米国は急ごしらえで、なんとかまとめようとした。その中で米国の多国籍企業、グローバル大企業が本当に求めていた水準から一定譲歩している分野も存在している。バイオ医薬品のデータ保護期間、I S D S条項からタバコのパッケージを除外していることも米国の譲歩であると考えられる。仮に米国の要求がそのまま反映されていれば、極論すれば「国民皆医療保険制度は廃止する」とか「遺伝子組み換え表示の義務づけ禁止」など誰が見ても労働者・国民に有害であるとわかるような内容がからさまに盛り込まれたかもしれない。だが、結果的にはこれまでの貿易協定、二国間経済協定の枠を出ていない。

しかし、細かい分析の過程ではいくつもの問題点が浮き彫りになった。もちろん交渉経過に関する情報の開示など今後の国会論戦や各国からの情報によってさらに危険性が明確になると、確信をもつていうことができる。

そして、幾つかの分野、章では再交渉の義務付け、問題が起こった際に当事国間で話し合う仕組みの創設など、今後T P Pが適用されていく上でさらに内容が確定され、今後も労働者・国民にとって悪い内容が他国から押し付けられる可能性が十分にあることも指摘したい。

国会に恥ずかしげもなく提出されたいわゆる「黒塗り」資料に見られるように、交渉当事者である政府は守秘義務をたてに交渉の詳細を明かさず、野党の質問に対して不誠実な対応に終

始している。この異様な秘密主義への国民的な批判の高まりと国会での追及により、通常国会での成立を狙った政府の目論見は大きく崩れた。

2013年の自民党内の部会の決議では、「国民に十分な情報公開と説明責任を果たす」と明記されているが、協定文が公開されて以降国民一般が誰でも参加できるような説明会は一度も開かれていない。これらの事実からも、TPP協定の批准にはなんの大義もなく、反対すべき事案であることは明白であろう。

政府に直ちに説明責任を果たすように要求すると同時に、協定文に埋め込まれた、また行間からしかわからない仕掛けを総合的な視点で読み解いていく、粘り強い作業と運動が求められる。

危険性はどこに

国際労働組合総連合（ITUC）は、協定文の調印後直ちに声明を発表している。詳細は省くが、TPP協定が民主主義、社会的権利、公共サービス・医療を破壊し、少数の利益のために多数を犠牲にする協定であることを明確に述べている。そして「人々と地球よりも、企業の利益を優先するTPPに国際労働運動は反対する」と結論づけている。TPP加盟国のナショナルセンターもおおむね同じ立場に立っている。

TPP協定全体の特徴を踏まえて特に運動の側が問題にしているのは以下の5つの危険性についてである。

第一は、生きた協定であること。政府の高官の発言や各国の報道などからも、TPPが生きた協定と呼ばれ、さらなる自由化へ協定が再交渉や再協議、適用時の改革によって進化していく。今後さらにこの協定が危険性を増していくことになる。

二つ目には、ネガティブリスト方式が採用されていることである。WTO交渉などとは異なり、自由化から除外したい領域・項目をあらかじめリスト化して提出して、確認するという方式が採用された。ここに明示されない分野は本文で適用外でなければ全て自由化の対象という、将来にわたって加盟国政府の政策決定を縛る危険な内容を含んでいる。

三つ目に、ラチェット条項がある。「越境サービス」章にあるラチェット条項は、発効時の各国の規制や法律の自由化水準を低くすることができないという決まりのこと。適用される分野では規制緩和されたものを再強化すること、一旦民営化されたサービスを公営化することもできなくなる。ラチェットとは一方方向にしか回らない歯車のことだが、TPPは自由化の方向にしか回らない歯車である。

四つ目に、規制の整合性がある。これは各国の規制や法律をいわゆる「TPPルール」として統一させていくためのメカニズムとして「規制の整合性」という章に設けられている。既存の規制の撤廃だけでなく、規制の立案から実施、見直しの過程から「利害関係者（多くの場合は企業や投資家）」の意見が取り入れられる仕組みが設けられ、労働者・国民に知らせずに規制緩和が進む可能性がある。

最後に、承認手続きである。各国で進められている批准手続きとは別個に、米国などからさらなる「要求」を突きつけられる危険がある。これまでの貿易協定でも米国は批准から発効するまでの間に相手国の国内法をチェックし、変更要求をした経過がある。米国一ペルー自由貿易協定ではこれにより発効に時間を要した。承認手続きという名の追加要求が可能と言う解釈に米国政府は立っており、今後もさらに関税引

き下げや貿易障壁の撤廃など、主権や民主的権利をないがしろにした要求を突きつけられる可能性は十分ある。

労働者を守るのではなく、むしろ企業の自由な行動を規制しない労働の章

「労働」に関する章がT P Pの条文第19章に設けられている。W T O協定にもそのような規定はなく、日本がこれまで結んできた経済連携協定などにも、日本一チリ協定に労働に関する記述があるが、章立てまでして「労働」を設けるのは初めてだ。内閣府のホームページには労働の章に関して「貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める」と次のように解説されている。

第19章 労働

国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律等（以下「労働法令」という。）を執行すること、国際労働機関の1998年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言並びにその実施に関する措置（I L O宣言）に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）を自国の法律等において採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み、協力に関する原則等について定める。

日本は、T P P協定の労働章において、各締約国が保障すべきこととされている労働者の権利に関係する国内法令を既に有していることから、追加的な法的措置が必要となるものはないが、これらの規定により各締約国で労働者の権利保護がすすめば、公正・公平な競争条件の確保につながり、ひいては、我が

国企業の相対的な競争力強化につながることが期待される。

しかし、結論から先に言えば、労働の章では、「労働基準の緩和」の歯止めは期待できないばかりか、グローバル大企業がますます国境を超えて自由に展開することを保障する内容になっている。労働基準の遵守に関する規定も、既存の自由貿易協定、経済連携協定の内容の枠を出るものにはなっていない。T P Pに関して、加盟国労働組合の多くが求めている守るべき労働条件の詳細な定義、適用と執行の強化は文面上盛り込まれておらず、労働基準の向上や権利状態の改善が進むとは考えられない。

T P Pはその基本的性格や内容からして全く賛成できるものではないが、労働の章に関しても労働条件悪化防止の歯止めにならず、批准すべきでないことは明確である。以下具体的に内容を検討したい。

I L O宣言と中核条約の縛りの弱さ

条文第1条では参照すべき国際労働基準としてI L O（国際労働機関）が1998年に採択した「職場の権利と原則に関するI L O宣言（I L O新宣言）」が触れられている。この宣言は、結社の自由、強制労働禁止、差別禁止、児童労働禁止の4分野8条約を「中核条約」とし、I L O加盟各国に最優先での批准と、仮に批准されなくてもその内容の適用を求めている。いわば世界のどこの国でも最低限守られなければならない基準ということになる。

しかし、条文では宣言の正式名称と4分野の記述はあるものの、条約番号が明示されていない。これでは該当するI L O条約に定められた内容との整合性が問題になりやすく、例えば強

制労働禁止、差別禁止もどこまでの加盟国の施策として必要なのか、ILOの条約監視機構が積み重ねてきた解釈と乖離する可能性をはらんでいる。

さらに問題なのは8条約中、日本は「強制労働の廃止に関する条約」=105号条約、差別禁止を定めた「雇用および職業についての差別待遇に関する条約」=111号条約を批准していない。TPP参加12カ国で見るとチリとペルーは8条約すべて批准しているが、オーストラリア、メキシコは7条約、カナダ、シンガポール、ニュージーランドが6条約、ベトナム5条約批准に対し、ブルネイと米国はわずか2条約の批准にとどまっている。この批准状況にも見られるように、そもそも4分野8条約を締約国が批准し、遵守するのが締約国には鋭く問われる。

ベトナムはTPP参加を見越して結社の自由に関する87、98号条約批准に向けて議論に入っているとされる。既存の労働組合以外の複数の労働組合が職場に結成され、いずれは全国組織も結成可能になるように徐々に制度改変を進める予定だ。

5月にアメリカ合衆国国際貿易委員会による「TPPの米国経済と特定の産業分野に与える影響」と題した報告書では、TPP協定本文とは別にベトナム、ブルネイ、マレーシアとの間で付属文書を締結し、それらの国に労働法制、労使慣行の「顕著な」改変を可能にしたとしています。そして「米国に関しては何らの法律、制度の変更も伴わない」としている。同じく5月4日に発表された議会調査局の「TPPの主要な内容と議会の検討事項」と題する連邦議会議員向けの報告書の労働に関する部分では、「ベトナムが職場レベルでの労働組合の発足に関する実施計画を実行していないと合衆国が判

断すれば、ベトナム製製品の追加的間是非聴き下げ措置を留保することができる」と解説されている。グローバル大企業・資本を背景にした大国がこの協定を使って主権国家の制度に介入するという、極めて不平等で危険な協定であることがわかる。途上国には法律改正や条約の批准を迫っておきながら、先進国や日本のILO条約批准が進まないのは許されない。安倍首相は同一労働同一賃金の実現を目指しているとされるが、TPPを批准するなら直ちに日本に残された宿題=二つの未批准条約についても直ちに批准すべきだ。

国際的な労働基準はILOで議論されるべき

労働に関する国際労働基準作りや調整はILOを通じて行われており、90年代から世界貿易機関(WTO)とILOの間には国際労働基準と貿易の関係に関する論争が存在し様々な決定が行われてきた。98年のILO新宣言は国際労働基準の問題はILOが担当するという住み分けと、グローバル化した社会での国際労働基準のあり方の指針として今日においても有効である。TPPの今回の協定案に、労働の章を設けることそのものが誤りであり、労働基準の確保はILOを中心に行うべきだと考える。

条文の詳細を見れば、前述のILO中核条約に加えて第1条では「最低賃金、労働時間ならびに職業上の安全および健康に関する受け入れ可能な条件」とある。「受け入れ可能な条件」では、もともと抜け穴やダブルスタンダードができることを想定しているようなものだ。強制労働(第6条)に関しても、強制労働に関与した産品を「輸入しないよう奨励」とししかない。ILO条約と勧告、その監視機構が積み上

げてきた活動を踏まえない、あるいは無視した TPP は国際労働基準の適用と監視という点でも相容れない。

労働の章後半にある労働問題の議論の枠組みに関する規定（第 10 条、第 11 条）でも、ILO の原則である三者構成主義（政労使の枠組み）に基づく必要な協議や作業への労働組合の参加も条文上の規定が不明確だ。労働政策審議会、中央労働委員会、最低賃金審議会はじめ重要な労働政策は日本でも労使の団体が入った三者構成で議論が行われている。

近年それらの三者協議を経ずに、経済財政諮問会議などの決定を具体化するだけというケースが増えている。今後 TPP によって発生するであろうさまざまな労働問題を考えるとき、条約にその政労使による協議の枠組みが保障されていないことは問題だ。

私たちの雇用や働き方はどうなるのか

労働の章は分量も少なく、やや技術的な側面がある。そもそも TPP で雇用が増えるのか、労働条件に与える影響、日本の雇用にどのように影響するのか、他の条文の規定も含め総合的な分析が必要である。

米マサチューセッツ州のタフツ大学の世界開発環境研究所（GDAE）が 1 月に公表した TPP の影響分析の報告書は、TPP 発効 10 年の後に GDP が 0.12 % 減少し、7 万 4000 人の雇用が失われると試算している（表を参照）。

この間 TPP 加盟国の労働組合とさまざまな情報交換を重ねてきたが、雇用が増えるという予測はほとんどなく、増えても非正規・不安定な雇用ではないかというのは大勢であった。タフツ大学の調査はそのことを裏付けている。今グローバルに展開するグローバル企業と呼ばれる

大企業は、直接雇用の労働者を極限まで減らし、国境を越えて下請け、間接雇用を活用することで莫大な利益を上げている。

グローバルに生産、流通、販売を展開している主要 50 社を見ても、直接雇用はわずか 6 % という調査結果もある。このようなグローバル大企業が自由にビジネスを展開する世界を TPP は目指しているのだ。

また、労働移動、移民労働への TPP による影響は労働以外の章とも大きくかかわることになる。労働者の移動の制限がかなりの程度緩和される可能性がある。日本政府はすでに、2020 年の東京オリンピックを見越した建設需要の拡大、高齢化に伴い介護人材の確保のために、研修生制度の拡大などをすでに進めている。厚生労働省などの説明では移民政策を変えわけではないとされているが、言葉の壁があるとはいえ移動の自由度が拡大することで生じる影響はしっかりと見極める必要がある。

さまざまな人種や民族が共生する、多文化共生社会を目指すべきと全労連は考えている。しかし、戦前の強制連行など未解決課題を残していること。また教育や医療など社会制度が外国人が利用できるのか、現在多くの難民が押し寄せ社会的困難が増しているドイツなどヨーロッパ諸国の例を見れば、まだまだ政府も私たち市

TPP の影響試算 GDAE 報告書より

	GDP (%)	雇用 (人)
日本	- 0.12 %	- 74,000 人
米国	- 0.54 %	- 448,000 人
カナダ	0.28 %	- 58,000 人
メキシコ	0.98 %	- 78,000 人
オーストラリア	0.87 %	- 39,000 人
ニュージーランド	0.77 %	- 6,000 人
東アジア (1)	2.18 %	- 55,000 人
チリ、ペルー	2.84 %	- 14,000 人

(1) = ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム

民社会も議論が足りない。現実が先を行くという事態がないようしっかりと検討し、決断しなければならない。この問題はTPPだけが原因ではないが、国民的議論と合意が必要な課題となっている。

残業代ゼロを狙った労働基準法「改正」案、外国人実習生制度の「改正」案などTPP先取りとも言えるような規制緩和法案が提出されており、それらの先取りのな動きには警戒が必要だ。

利益を得るのは多国籍大企業

TPPによって確実に利益を得るのは、ごく一部の自動車、IT家電、インフラ系企業と商社であり、地域経済を担う圧倒的な産業は、「原則関税ゼロ」によって打撃を受ける。

アベノミクスで地方には何の恩恵もなかったことは明らかだが、TPPというグローバル経済の原理は、日本からの投資を必ず外へ向かわせる。賃金が安く、投資先としてもよいと思われるベトナムやマレーシアなどに日本企業の目が向けられ、工場移転や市場としての進出は加速する。

まさに、米国労働運動がTPP反対の最大理由として挙げている「雇用の喪失」は、日本にもあてはまる。農業や中小企業が空洞化した地域社会に、果たして何が残るのか。政府は「日本にも海外から投資がたくさんやってくる」と言うが、仮に投資が増えても都市部に集中し、大都市と地方の格差はますます広がる。

TPPにおける農産品の関税と農業者への打撃はすでに多くの分析が共有されている。TPPで壊されるのは、単に農業者だけではなく、地域経済全般である。原料を生産し、運び、加工し、販売する、といった地域の小さなサプライチェーンは当然壊れ、地域には失業者が増え

る。TPPは地域経済循環に基盤をおく中小企業にとって厳しい結果しかもたらさないだろう。

終わりに

TPPそのものの批准の阻止は今後重要な課題になる。夏の参議院議員選挙で裏切りに裏切りを重ねた安倍自公政権を退陣に追い込むことが何よりの目標だ。実は各国でも批准に向けた展望はそれほど明るくない。米国大統領選挙では民主党も共和党も主要候補者は全てTPPに反対の立場を表明しており、その思惑が異なるとはいえ議会の選挙結果も含め事態は混沌としている。チリやカナダも慎重審議を明言しており、予断を許さない。

そのためにも、TPP批准を前提に、日本の財界の利益のために進められている国内法、制度の改悪を止めることである。雇用や医療などの改悪はすでに日米財界双方からの要求で進んでいる側面もあり、これらの運動に今以上に力を入れて取り組まなければならない。

雇用や地域経済、医療などの社会保障制度は待ったなしのところまで追い詰められている。私たちの職場や地域の課題から、TPPの課題を結んでグローバルにたたかうことが求められている。

(ふせ けいすけ・会員、全労連常任幹事・国際局長)